

○南島原市立小・中学校管理規則

平成18年3月31日

教育委員会規則第8号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 学期及び休業日（第2条—第4条）

第3章 教育活動（第5条—第10条の2）

第4章 教材の取扱い（第11条・第12条）

第5章 校長、職員及び組織（第13条—第30条の2）

第6章 施設設備の管理（第31条—第36条）

第7章 雑則（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、南島原市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）について地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項を定め、もって円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。

第2章 学期及び休業日

（全部改正〔令和6年教育委員会規則1号〕）

（学期）

第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定による学期は、次の3学期とする。

（1） 第1学期 4月1日から8月31日まで

（2） 第2学期 9月1日から12月31日まで

（3） 第3学期 1月1日から3月31日まで

（一部改正〔平成30年教育委員会規則2号〕）

（休業日）

第3条 学校の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第61条第1号から第3号まで（第79条で準用する場合を含む。）の規定に掲げ

る日のほか、次のとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から同月6日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (4) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで
- (5) 前各号に定めるもののほか、校長が休業を必要と認め、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けた日

2 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て休業日に授業を行うことができる。

（一部改正〔平成20年教育委員会規則2号・30年2号・令和4年3号〕）

（非常変災等による臨時休業の報告）

第4条 校長は、施行規則第63条（第79条で準用する場合を含む。）の規定によって、臨時に授業を行わないときは、次に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わない理由及びその期間
- (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
- (3) その他校長が必要と認める事項

（一部改正〔平成19年教育委員会規則3号・20年2号〕）

第3章 教育活動

（教育課程の編成）

第5条 学校の教育課程は、施行規則第52条及び第74条の規定によるもののほか、教育委員会の定める基準により校長が編成する。

2 前項の教育課程は、少なくとも学年別の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間配当並びに指導計画の要項を示すものでなければならない。

（一部改正〔平成20年教育委員会規則2号・21年5号・23年1号・30年2号〕）

（教育課程の届出）

第6条 校長は、前条の規定により教育課程を編成したときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の教育課程を変更する場合も、同様とする。

- 3 校長は、当該学年終了後翌年度4月中にその実施概況を教育委員会に報告しなければならない。

(校外行事)

第7条 修学旅行、野外旅行、水泳及び体育、その他の対外的諸活動等の校外行事は、教育委員会の定める基準によらなければならない。

- 2 校長は、前項に定める行事の実施に当たっては、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 3 校長は、第1項の行事のうち、泊を要する行事を実施したときは、終了後速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(学校以外の施設の使用)

第8条 学校が当該学校以外の施設を使用する場合は、校長は次に掲げる事項をあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 使用期間
- (4) 所有者又は管理者の使用許可の有無

(一部改正〔平成19年教育委員会規則3号〕)

(出席停止)

第9条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、速やかにその旨を教育委員会に報告又は出席停止についての意見の具申をしなければならない。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- 2 教育委員会は、前項に定める報告又は意見の具申を受け、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項及び第49条の規定による出席停止を命ずる場合は、次に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) あらかじめ保護者の意見を聴取すること。

(2) 当該児童生徒の保護者に、理由及び期間を記載した文書を交付すること。

(3) その他教育長が必要と認めた手続

(一部改正〔平成19年教育委員会規則3号・20年2号〕)

(児童、生徒の事故等の報告)

第10条 児童、生徒の重大な事故又は集団的疾病が発生し、又は発生するおそれがあるときは、校長は、速やかにその実情を教育委員会に連絡し、改めて文書をもって詳細を報告しなければならない。

(学校評価)

第10条の2 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育長に報告するものとする。

4 学校評価について必要な事項は、教育長が別に定める。

(追加〔平成20年教育委員会規則2号〕)

第4章 教材の取扱い

(教材の使用)

第11条 学校は、教育上有益かつ適切と認めた教材については、進んでこれを使用し、教育内容の充実を図るものとする。

2 学校は、教材の選定に当たっては、保護者の経済負担について特に考慮しなければならない。

(教材の届出)

第12条 校長は、前条に規定する教材を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載し、使用しようとする日の1月前までに教材を添えて提出しなければならない。

(1) 使用目的

(2) 名称及び編著者名

(3) 使用対象

(4) 使用期間

(5) 単価

(6) 経費の負担者

(一部改正〔平成19年教育委員会規則3号〕)

第5章 校長、職員及び組織

(全部改正〔令和6年教育委員会規則1号〕)

(校務の分掌)

第13条 この規則で定めるものを除くほか、校長は、校務分掌を定め教育委員会に報告しなければならない。

(学級編制、学級担任、教科担任)

第14条 校長は、教育委員会の定める学年ごとの学級数によって学級を編制しなければならない。

2 校長は、学級を担任する職員及び教科を担当する職員を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(校長、教頭、教諭その他の職員)

第15条 学校には、校長、教頭及び教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

2 学校には、前項のほか必要に応じて副校長、主幹教諭、指導教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員、用務員その他の職員を置く。

3 事務職員の職として、事務主幹、事務主任及び事務主査を置くことができる。

4 学校栄養職員の職として、主任学校栄養職員及び副主任学校栄養職員を置くことができる。

(一部改正〔平成18年・19年教育委員会規則3号・21年5号・28年18号〕)

(副校長)

第15条の2 副校長は、校長を助け、校長の命を受けて校務の一部を処理する。

(追加〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(教諭等及び事務職員の標準的な職務内容)

第15条の3 教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 事務職員の標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（追加〔令和6年教育委員会規則1号〕）

（主幹教諭）

第15条の4 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、児童生徒の教育をつかさどる。

（追加〔平成21年教育委員会規則5号〕、一部改正〔令和6年教育委員会規則1号〕）

（指導教諭）

第15条の5 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

（追加〔平成28年教育委員会規則18号〕、一部改正〔令和6年教育委員会規則1号〕）

（事務の共同実施等）

第16条 教育委員会は、学校における事務及び業務の効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、学校支援共同実施室（以下「学校支援室」という。）を置く。

2 学校支援室には、第15条第2項に規定する事務職員及びその他の職員を配置する。

3 学校支援室に配置された者は、当該学校支援室が行う業務について、構成する学校すべてを兼務する。

4 学校支援室に、事務を総括及び調整する職員として学校支援共同実施室長（以下「室長」という。）を置き、室長を補佐する職員として副室長を置く。

5 室長は、第15条第3項に規定する職のうち事務主幹である者のうちから、各年度ごとに教育委員会が命ずる。ただし、当該学校支援室に、事務主幹が配置されていない場合は事務主任である者のうちから、事務主幹及び事務主任が配置されていない場合は事務主査である者のうちから命ずる。

6 副室長は、前項の規定により室長に命ぜられた者を除く当該学校支援室に配置された事務職員のうちから、各年度ごとに教育委員会が命ずる。

7 学校支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(追加〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(教務主任、保健主事)

第17条 学校には、教務主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 教務主任は、当該学校の指導教諭又は教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

5 保健主事は、当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号・28年18号〕)

(学年主任)

第18条 学校には、2以上の学級からなる学年ごとに学年主任を置く。

2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 学年主任の発令については、前条第4項の規定を準用する。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(生活指導主任)

第19条 小学校には、生活指導主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 生活指導主任は、校長の監督を受け、児童の生活指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 生活指導主任の発令については、第17条第4項の規定を準用する。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(生徒指導主事、進路指導主事)

第20条 中学校には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。

- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、第17条第4項の規定を準用する。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(研究主任)

第21条 学校には、研究主任を置くことができる。

- 2 研究主任は、校長の監督を受け、教育研究に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 研究主任の発令については、第17条第4項の規定を準用する。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(司書教諭)

第22条 学校に、司書教諭を置く。ただし、特別な理由があるときは、これを置かないことができる。

- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 司書教諭の発令については、第17条第4項の規定を準用する。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(分校主任)

第23条 分校には、特別の事情のあるときは、教頭に代えて分校主任を置くことができる。

- 2 分校主任は、校長の監督を受け、分校の校務を整理する。
- 3 分校主任の発令については、第17条第4項の規定を準用する。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(その他の主任等)

第24条 学校においては、第17条から前条までに規定する主任等のほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(主任等の任期)

第25条 第17条から前条までに定める主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 学年途中に主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(校長及び職員の休暇)

第26条 校長の休暇は、教育委員会の承認を得なければならない。

2 職員の休暇は、校長が承認する。ただし、別に定めのあるもの又は多数の職員に一斉に休暇を与える場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。

3 職員の休暇が7日以上にわたるときは、校長は、教育委員会に届け出るものとする。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(校長及び職員の出張)

第27条 校長の出張は、教育委員会が命ずる。

2 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、県外及び県内7日以上にわたるときは、あらかじめ教育委員会に連絡するものとする。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(兼職及び兼業の許可)

第27条の2 校長及び職員は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の規定により、教育に関する他の職務に従事しようとするとき、又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定により、営利企業に従事等しようとするときは、兼職等承認・営利企業従事等許可申請書（別記様式）により、職員にあつては校長を経由して、教育委員会の承認又は許可を受けなければならない。

(追加〔令和6年教育委員会規則1号〕)

(校長及び職員の事故の報告)

第28条 校長又は職員に重大な事故があったときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(職員会議)

第29条 校長は、その職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 職員会議は、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
 - (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
 - (2) 校長が校務に関する決定を行うに当たって所属職員の意見を聴くこと。
 - (3) 校長が所属職員相互の連絡を図ること。
- 4 前項に掲げるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

(一部改正〔平成19年教育委員会規則3号・21年5号〕)

(学校評議員)

第30条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解と識見を有するもののうちから3人以内を校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
- 3 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校の教育活動及び学校と地域社会との連携等、校長の行う学校運営に関して意見を述べ、助言を行うものとする。
- 4 任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 学校評議員には、報酬は支給しないものとする。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(学校運営協議会)

第30条の2 教育委員会は、学校運営上必要と認めるときは、学校に学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
- 3 学校運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(追加〔平成30年教育委員会規則2号〕)

第6章 施設設備の管理

(管理の責任者)

第31条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）を総括管理し、その整備に努めなければならない。

- 2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分任する。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(管理に必要な台帳)

第32条 校長は、管理に必要な台帳を整備し、その現有状況を記載し、毎年度末に教育委員会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(災害報告)

第33条 校長は、災害又は事故によって学校の施設及び設備が損害を受けたときは、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(施設の利用)

第34条 校長は、教育上支障がないと認めるときは、教育委員会と協議の上、学校の施設及び設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(警備及び防災の計画)

第35条 校長は、毎年度始め、学校の警備及び防災の計画を定め教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の計画には、特に児童、生徒の安全を確保するための措置が講じられなければならない。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(宿直、日直)

第36条 校長は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、所属職員に宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

第7章 雑則

(校内諸規則の報告)

第37条 校長がこの規則の実施について当該学校の運営、管理に関し規則又は規程を定めた場合は、教育委員会に報告するものとする。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

(意見の具申)

第38条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第39条の規定による校長からの意見の申

出に関する人事事務については、教育長あてとする。

(一部改正〔平成21年教育委員会規則5号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深江町立小・中学校管理規則（昭和32年深江町教育委員会規則第1号）、布津町立小・中学校管理規則（昭和31年布津町教育委員会規則第6号）、有家町立小中学校管理規則（昭和32年有家町教育委員会規則第1号）、西有家町立小・中学校管理規則（昭和32年西有家町教育委員会規則第1号）、北有馬町立小、中学校管理規則（昭和38年北有馬町教育委員会規則第1号）、南有馬町立小、中学校管理規則（昭和38年南有馬町教育委員会規則第10号）、口之津町立小、中学校管理規則（昭和32年口之津町教育委員会規則第1号）又は加津佐町立小・中学校管理規則（昭和32年加津佐町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和2年度における夏季休業日の特例)

- 3 令和2年度における夏季休業日は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、7月23日から8月23日までとする。

(追加〔令和2年教育委員会規則6号〕)

附 則（平成18年4月1日教委規則第38号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日教育委員会規則第18号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月28日教育委員会規則第6号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和4年12月27日教育委員会規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日教育委員会規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第 27 条の 2 関係）

(兼職等承認・営利企業従事等許可) 申請書		
南島原市教育委員会 様		学校名 職氏名(記名押印又は署名)
従 事 団 体	名 称	経営形態 個人 公法人 財団法人 株式会社 有限会社 その他()
	所在地	事業内容
従 事 ・ 兼 務 の 内 容	期間 年 月 日から 年 月 日まで	職 名
	時間 週	報酬 有 無
	1 日 時間 1 月 延 日	額 時間
	年	日
	1 週 (曜) 時間	1 月 円
	年	
	正規の勤務時間中に 従事する 従事しない	勤務態様 常 勤 非常勤 臨時
従 事 ・ 兼 務 を 必 要 と す る 理 由		
職務遂行に与 える影響その 他参考事項に ついての校長 の 意 見		
	年 月 日	校長 氏 名

- 備考
- 1 兼職等承認申請書については、派遣等依頼先の関係書類を添付すること。
 - 2 営利企業従事等許可申請書については、事業内容等の関係書類を添付すること。

上記の申請について、許可する。
年 月 日

南島原市教育委員会 印